

**答 申 書**  
(答申第96号)  
平成21年10月15日

---

**1 審査会の結論**

別紙1に掲げる開示請求に対し、アカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料を不存在としたことは、妥当である。

**2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨**  
(省略)

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、別紙1に掲げるとおりである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、実施機関がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（以下「本件基礎資料」という。）は存在しないことを理由として、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき公文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行った。

なお、本件諮問事案に係る66件の異議申立ては、同一人からの開示請求であって、実施機関が行った補正命令に対し提出された説明責任の履行を命じる文書（以下「アカウントビリティー履行命令書」という。）の本件基礎資料に係るものであることから、当審査会は併合して審議することとした。

異議申立人は、本件処分を取り消し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

(ア) 本件に係る事実について

平成18年12月25日付けで本件異議申立人から、実施機関が行った公文書一部開示決定処分に対する異議申立てが提起されたが、その記載事項に不備があったことから、実施機関は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条において準用する同法第21条に基づき、平成19年1月29日付けで補正命令を異議申立人に対し行った。

これに対し、異議申立人から平成19年2月8日付けでアカウントビリティー履行命令書の送付があり、補正命令に対しての説明を求められたことから、平成19年2月9日付けで異議申立人に対し、補正命令の内容について回答を行ったところである。

異議申立人からは、以後も実施機関に対し、アカウントビリティー履行命令書の提出があったが、平成19年6月21日付けのアカウントビリティー履行命令書に、説明責任履行の要請を無視する理由と根拠となる法令の回答を求める旨記載されていたことから、平成19年6月28日付けで、異議申立人に対し回答を行ったところ、この回答については、受け取る理由がないものとして平成19年6月30日付けで返送され、さらに、その後も異議申立人から実施機関に対し、アカウントビリ

ティ履行命令書の提出が続いているものである。

なお、実施機関が行った補正命令については、期限までに異議申立人から補正書の提出はなかったが、平成19年2月8日付けのアカウントビリティ履行命令書の内容から、補正命令の内容を推察される部分があることから、平成18年12月25日付けの異議申立ては、平成19年3月7日付けで受理決定し、同月14日付けで北海道情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行ったところである。

(イ) 本件基礎資料について

異議申立人は、アカウントビリティが不履行であると主張しているが、上記のとおり、平成19年2月9日及び同年6月28日付けで回答しているものであり、異議申立人がその回答を認めていないものである。

このように、アカウントビリティ履行命令書については、既に回答を行っており、異議申立人に対する説明責任は果たされていると判断しているものであり、アカウントビリティ不履行との判断はしていないものである。

したがって、異議申立人が主張している本件基礎資料は存在しないことから、本件処分は適当である。

イ 当審査会は、アカウントビリティ履行命令書に係る本件基礎資料については、平成21年6月4日付け北海道情報公開・個人情報保護審査会答申第92号（以下「答申第92号」という。）において、「当審査会としては、あくまでも条例の規定により実施機関が行った本件処分（公文書不存在通知）の妥当性を判断するものであり、『アカウントビリティ履行命令書は回答を行っているものであり、不履行とする判断は行っていないことから、本件基礎資料は存在しない』との実施機関の主張については、異議申立人に対する説明責任が果たされているかどうかはともかくとして、必ずしも不自然とは言えない。したがって、実施機関が本件開示請求に対し、本件処分を行ったことは、妥当である」と判断している。

当審査会としては、本件諮問事案において、答申第92号の判断を変更すべき事情の変化も認められないことから、実施機関が本件開示請求に対し、本件処分を行ったことは、妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成21年 7 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号204～212）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出</li> </ul>
平成21年 7 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号213～222）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出</li> </ul>
平成21年 7 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規諮問事案の報告（諮問番号204～222）</li> <li>○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託</li> </ul>
平成21年 7 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号223～236）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出</li> </ul>
平成21年 7 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規諮問事案の報告（諮問番号223～236）</li> <li>○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託</li> </ul>
平成21年 8 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号239～260）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出</li> </ul>
平成21年 8 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規諮問事案の報告（諮問番号239～260）</li> <li>○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託</li> </ul>
(第一部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取（諮問番号204～236）</li> <li>○ 異議申立人の意見陳述（諮問番号204～236）</li> <li>○ 審議（諮問番号204～236）</li> </ul>
平成21年 8 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号261～267）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出</li> </ul>
平成21年 8 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号268～271）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、</li> </ul>

	⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書)の提出
平成21年8月28日	○ 新規諮問事案の報告(諮問番号261~271) ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成21年9月8日 (第一部会)	○ 異議申立人の意見陳述(諮問番号239~271) ○ 審議
平成21年10月13日 (第42回審査会)	○ 答申案審議
平成21年10月15日	○ 答申

## 別紙 1

### 本件諮問事案に係る開示請求の内容

#### 1 諮問番号204

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月2日收受（受理）した、平成21年3月1日付け「アカウントビリティー履行再々＝730字数命令書」（アカウントビリティー履行要請732回目、履行期限751日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

#### 2 諮問番号205

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月2日收受（受理）した、平成21年3月2日付け「アカウントビリティー履行再々＝731字数命令書」（アカウントビリティー履行要請733回目、履行期限752日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

#### 3 諮問番号206

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月3日收受（受理）した、平成21年3月3日付け「アカウントビリティー履行再々＝732字数命令書」（アカウントビリティー履行要請734回目、履行期限753日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

#### 4 諮問番号207

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月4日收受（受理）した、平成21年3月4日付け「アカウントビリティー履行再々＝733字数命令書」（アカウントビリティー履行要請735回目、履行期限754日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

#### 5 諮問番号208

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月6日收受（受理）した、平成21年3月5日付け「アカウントビリティー履行再々＝734字数命令書」（アカウントビリティー履行要請736回目、履行期限755日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

#### 6 諮問番号209

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月6日收受（受理）した、平成21年3月6日付け「アカウントビリティー履行再々＝735字数命令書」（アカウントビリティー履行要請737回目、履行期限756日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

#### 7 諮問番号210

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月9日收受（受理）した、平成21年3月7日付け「アカウントビリティー履行再々＝736字数命令書」（アカウントビリティー履行要請738回目、履行期限757日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不

履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

8 諮問番号211

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月9日收受（受理）した、平成21年3月8日付け「アカウントビリティー履行再々＝737字数命令書」（アカウントビリティー履行要請739回目、履行期限758日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

9 諮問番号212

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月9日收受（受理）した、平成21年3月9日付け「アカウントビリティー履行再々＝738字数命令書」（アカウントビリティー履行要請740回目、履行期限759日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

10 諮問番号213

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月11日收受（受理）した、平成21年3月11日付け「アカウントビリティー履行再々＝740字数命令書」（アカウントビリティー履行要請742回目、履行期限761日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

11 諮問番号214

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月12日收受（受理）した、平成21年3月12日付け「アカウントビリティー履行再々＝741字数命令書」（アカウントビリティー履行要請743回目、履行期限762日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

12 諮問番号215

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月13日收受（受理）した、平成21年3月13日付け「アカウントビリティー履行再々＝742字数命令書」（アカウントビリティー履行要請744回目、履行期限763日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

13 諮問番号216

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月16日收受（受理）した、平成21年3月14日付け「アカウントビリティー履行再々＝743字数命令書」（アカウントビリティー履行要請745回目、履行期限764日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

14 諮問番号217

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月16日收受（受理）した、平成21年3月15日付け「アカウントビリティー履行再々＝744字数命令書」（アカウントビリティー履行要請746回目、履行期限765日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不

履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

15 諮問番号218

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月16日收受（受理）した、平成21年3月16日付け「アカウントビリティー履行再々＝745字数命令書」（アカウントビリティー履行要請747回目、履行期限766日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

16 諮問番号219

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月17日收受（受理）した、平成21年3月17日付け「アカウントビリティー履行再々＝746字数命令書」（アカウントビリティー履行要請748回目、履行期限767日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

17 諮問番号220

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月18日收受（受理）した、平成21年3月18日付け「アカウントビリティー履行再々＝747字数命令書」（アカウントビリティー履行要請749回目、履行期限768日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

18 諮問番号221

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月19日收受（受理）した、平成21年3月19日付け「アカウントビリティー履行再々＝748字数命令書」（アカウントビリティー履行要請750回目、履行期限769日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

19 諮問番号222

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月23日收受（受理）した、平成21年3月20日付け「アカウントビリティー履行再々＝749字数命令書」（アカウントビリティー履行要請751回目、履行期限770日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

20 諮問番号223

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月23日收受（受理）した、平成21年3月21日付け「アカウントビリティー履行再々＝750字数命令書」（アカウントビリティー履行要請752回目、履行期限771日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

21 諮問番号224

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月23日收受（受理）した、平成21年3月22日付け「アカウントビリティー履行再々＝751字数命令書」（アカウントビリティー履行要請753回目、履行期限772日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不

履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

22 諮問番号225

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月23日收受（受理）した、平成21年3月23日付け「アカウントビリティー履行再々＝752字数命令書」（アカウントビリティー履行要請754回目、履行期限773日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

23 諮問番号226

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月24日收受（受理）した、平成21年3月24日付け「アカウントビリティー履行再々＝753字数命令書」（アカウントビリティー履行要請755回目、履行期限774日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

24 諮問番号227

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月25日收受（受理）した、平成21年3月25日付け「アカウントビリティー履行再々＝754字数命令書」（アカウントビリティー履行要請756回目、履行期限775日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

25 諮問番号228

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月26日收受（受理）した、平成21年3月26日付け「アカウントビリティー履行再々＝755字数命令書」（アカウントビリティー履行要請757回目、履行期限776日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

26 諮問番号229

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月27日收受（受理）した、平成21年3月27日付け「アカウントビリティー履行再々＝756字数命令書」（アカウントビリティー履行要請758回目、履行期限777日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

27 諮問番号230

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月30日收受（受理）した、平成21年3月28日付け「アカウントビリティー履行再々＝757字数命令書」（アカウントビリティー履行要請759回目、履行期限778日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

28 諮問番号231

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月30日收受（受理）した、平成21年3月29日付け「アカウントビリティー履行再々＝758字数命令書」（アカウントビリティー履行要請760回目、履行期限779日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不



履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

29 諮問番号232

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月30日收受（受理）した、平成21年3月30日付け「アカウントビリティー履行再々＝759字数命令書」（アカウントビリティー履行要請761回目、履行期限780日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

30 諮問番号233

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月31日收受（受理）した、平成21年3月31日付け「アカウントビリティー履行再々＝760字数命令書」（アカウントビリティー履行要請762回目、履行期限781日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

31 諮問番号234

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月1日收受（受理）した、平成21年4月1日付け「アカウントビリティー履行再々＝761字数命令書」（アカウントビリティー履行要請763回目、履行期限782日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

32 諮問番号235

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月2日收受（受理）した、平成21年4月2日付け「アカウントビリティー履行再々＝762字数命令書」（アカウントビリティー履行要請764回目、履行期限783日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

33 諮問番号236

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月3日收受（受理）した、平成21年4月3日付け「アカウントビリティー履行再々＝763字数命令書」（アカウントビリティー履行要請765回目、履行期限784日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

34 諮問番号239

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月6日收受（受理）した、平成21年4月4日付け「アカウントビリティー履行再々＝764字数命令書」（アカウントビリティー履行要請766回目、履行期限785日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

35 諮問番号240

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月6日收受（受理）した、平成21年4月5日付け「アカウントビリティー履行再々＝765字数命令書」（アカウントビリティー履行要請767回目、履行期限786日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不

履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

36 諮問番号241

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月6日收受（受理）した、平成21年4月6日付け「アカウントビリティー履行再々＝766字数命令書」（アカウントビリティー履行要請768回目、履行期限787日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

37 諮問番号242

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月7日收受（受理）した、平成21年4月7日付け「アカウントビリティー履行再々＝767字数命令書」（アカウントビリティー履行要請769回目、履行期限788日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

38 諮問番号243

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月8日收受（受理）した、平成21年4月8日付け「アカウントビリティー履行再々＝768字数命令書」（アカウントビリティー履行要請770回目、履行期限789日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

39 諮問番号244

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月9日收受（受理）した、平成21年4月9日付け「アカウントビリティー履行再々＝769字数命令書」（アカウントビリティー履行要請771回目、履行期限790日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

40 諮問番号245

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月10日收受（受理）した、平成21年4月10日付け「アカウントビリティー履行再々＝770字数命令書」（アカウントビリティー履行要請772回目、履行期限791日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

41 諮問番号246

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月13日收受（受理）した、平成21年4月11日付け「アカウントビリティー履行再々＝771字数命令書」（アカウントビリティー履行要請773回目、履行期限792日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

42 諮問番号247

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月13日收受（受理）した、平成21年4月12日付け「アカウントビリティー履行再々＝772字数命令書」（アカウントビリティー履行要請774回目、履行期限793日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不

履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

43 諮問番号248

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月13日收受（受理）した、平成21年4月13日付け「アカウントビリティー履行再々＝773字数命令書」（アカウントビリティー履行要請775回目、履行期限794日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

44 諮問番号249

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月14日收受（受理）した、平成21年4月14日付け「アカウントビリティー履行再々＝774字数命令書」（アカウントビリティー履行要請776回目、履行期限795日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

45 諮問番号250

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月15日收受（受理）した、平成21年4月15日付け「アカウントビリティー履行再々＝775字数命令書」（アカウントビリティー履行要請777回目、履行期限796日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

46 諮問番号251

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月16日收受（受理）した、平成21年4月16日付け「アカウントビリティー履行再々＝776字数命令書」（アカウントビリティー履行要請778回目、履行期限797日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

47 諮問番号252

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月17日收受（受理）した、平成21年4月17日付け「アカウントビリティー履行再々＝777字数命令書」（アカウントビリティー履行要請779回目、履行期限798日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

48 諮問番号253

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月20日收受（受理）した、平成21年4月18日付け「アカウントビリティー履行再々＝778字数命令書」（アカウントビリティー履行要請780回目、履行期限799日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

49 諮問番号254

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月20日收受（受理）した、平成21年4月19日付け「アカウントビリティー履行再々＝779字数命令書」（アカウントビリティー履行要請781回目、履行期限800日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不

履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

50 諮問番号255

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月20日收受（受理）した、平成21年4月20日付け「アカウントビリティー履行再々＝780字数命令書」（アカウントビリティー履行要請782回目、履行期限801日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

51 諮問番号256

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月21日收受（受理）した、平成21年4月21日付け「アカウントビリティー履行再々＝781字数命令書」（アカウントビリティー履行要請783回目、履行期限802日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

52 諮問番号257

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月22日收受（受理）した、平成21年4月22日付け「アカウントビリティー履行再々＝782字数命令書」（アカウントビリティー履行要請784回目、履行期限803日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

53 諮問番号258

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月23日收受（受理）した、平成21年4月23日付け「アカウントビリティー履行再々＝783字数命令書」（アカウントビリティー履行要請785回目、履行期限804日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

54 諮問番号259

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月24日收受（受理）した、平成21年4月24日付け「アカウントビリティー履行再々＝784字数命令書」（アカウントビリティー履行要請786回目、履行期限805日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

55 諮問番号260

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月27日收受（受理）した、平成21年4月25日付け「アカウントビリティー履行再々＝785字数命令書」（アカウントビリティー履行要請787回目、履行期限806日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

56 諮問番号261

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月27日收受（受理）した、平成21年4月26日付け「アカウントビリティー履行再々＝786字数命令書」（アカウントビリティー履行要請788回目、履行期限807日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不

履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

57 諮問番号262

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月27日收受（受理）した、平成21年4月27日付け「アカウントビリティー履行再々＝787字数命令書」（アカウントビリティー履行要請789回目、履行期限808日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

58 諮問番号263

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月28日收受（受理）した、平成21年4月28日付け「アカウントビリティー履行再々＝788字数命令書」（アカウントビリティー履行要請790回目、履行期限809日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

59 諮問番号264

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月30日收受（受理）した、平成21年4月29日付け「アカウントビリティー履行再々＝789字数命令書」（アカウントビリティー履行要請791回目、履行期限810日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

60 諮問番号265

「総務部人事局法制文書課」が平成21年4月30日收受（受理）した、平成21年4月30日付け「アカウントビリティー履行再々＝790字数命令書」（アカウントビリティー履行要請792回目、履行期限811日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

61 諮問番号266

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月1日收受（受理）した、平成21年5月1日付け「アカウントビリティー履行再々＝791字数命令書」（アカウントビリティー履行要請793回目、履行期限812日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

62 諮問番号267

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月7日收受（受理）した、平成21年5月2日付け「アカウントビリティー履行再々＝792字数命令書」（アカウントビリティー履行要請794回目、履行期限813日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

63 諮問番号268

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月7日收受（受理）した、平成21年5月3日付け「アカウントビリティー履行再々＝793字数命令書」（アカウントビリティー履行要請795回目、履行期限814日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不

履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

64 諮問番号269

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月7日收受（受理）した、平成21年5月4日付け「アカウントビリティー履行再々＝794字数命令書」（アカウントビリティー履行要請796回目、履行期限815日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

65 諮問番号270

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月7日收受（受理）した、平成21年5月5日付け「アカウントビリティー履行再々＝795字数命令書」（アカウントビリティー履行要請797回目、履行期限816日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

66 諮問番号271

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月10日收受（受理）した、平成21年3月10日付け「アカウントビリティー履行再々＝739字数命令書」（アカウントビリティー履行要請741回目、履行期限760日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）